神奈川海区漁業調整委員会委員(以下、海区委員)の選定に係る評価基準

○漁業者委員の評価基準(10項目 満点100点)

- ////	評価項目	考え方	配点	満点
1	漁業関係団体、	海区委員会は漁業者を主体とした組織で	・漁業団体の推薦: 10点	10 点
	漁業者からの	あり、漁業者代表としての立場と調整能力	・漁業者の推薦 : 5点	
	評価(団体、漁	等を評価する基準として、本県漁業団体	2以上にある場合は高い	
	業者の推薦)	(水協法に基づく団体)や他漁業者から推	方の配点とする。	
		薦を受ける者に配点する。		
2	海区委員の職	海区委員は漁業に関する識見を有し、所掌	・委員経験者: 10点	10 点
	務の知識(神奈	する職務を適切に行うことができる者と		
	川海区委員の	されており、経験者はその知識を有し職務		
	経験)	を適切に行うことが期待される。		
3	地域漁業の知	漁協理事等役員は、漁協運営と漁協内外の	・組合長: 10 点	10 点
	識と調整力(漁	調整を担っており、経験者は地域漁業に精	・副組合長: 8点	
	業協同組合理	通し調整力を有しており海区委員の職務	・理事、監事、総代: 5点	
	事等の経験)	を適切に行うことが期待される。	2以上にある場合は高い	
			方の配点とする。	
4	漁業の広域的	全国、県漁業協同組合連合会、漁業に関す	・理事長経験者: 10点	10 点
	な課題の知識	る公益法人等の役職員経験者は、漁業の広	・理事、監事等経験者:5点	
	と評価(全国・	域的な課題に精通し、評価を得て選任され	2以上にある場合は高い	
	県域漁業団体	ており海区委員の職務を適切に行うこと	方の配点とする。	
	理事等の経験)	が期待される。		
5	公益的な課題	公共団体が関与する委員会等の委員経験	・委員経験者: 10点	10 点
	の知識と評価	者は、公益的な課題に関する知識を有し、		
	(公益的委員の	評価を得て選任されており海区委員の職		
	経験)	務を適切に行うことが期待される。		
6	漁業の知識・技	漁業の知識・技術を有し、漁業の実情把握	・漁業歴 10 年以上: 10 点	10 点
	術(漁業の職			
	歴)			
7	漁業者として	知識、技術、意欲等に優れ指導的な役割が	・漁業士、認定漁業者:10点	10 点
	の評価と資質	期待され、国の制度に基づき認定する漁業		
	(漁業士、認定	士、漁業関係法令に基づき認定を受ける認		
	漁業者)	定漁業者は、資質を評価された者で海区委		
		員の職務を適切に行うことが期待される。		
8	年齢	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じな	• 60 歳未満: 10 点	10 点
	, , , ,	いように配慮するため。	"*** 1-1174 - ***	711
9	性別	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じな	・女性: 10点	10 点
		いように配慮するため。	7111	
10	海区委員候補	上記の評価基準その他を参考に、漁業法第	・海区委員候補者選定委員	10 点
	者選定委員会	138 条に定める要件を満たすかを総合的に	会の評価: 10点	
	の評価	評価する。		
			計	100 点

※その他:住所又は漁業根拠地が神奈川県内であること。

※同点の場合は、漁業法第138条に照らして総合的に判断する。

○学識経験委員の評価基準(5項目 満点100点)

	評価項目	考え方	配点	満点
1	漁業関係団体、	海区委員会は、利害が相反する漁業調整や	複数の団体や機関からの推	20 点
	水産研究機関	漁業以外の遊漁に対する規制等を行って	薦があった場合は、最大で 20	
	の評価(団体等	おり、公平・公正な判断が求められる。漁	点までの配点とする。	
	の推薦)	業関係の専門分野の見識が必要で、評価の		
		基準として団体から推薦を受けた者に加		
		点する(水協法に基づく団体、水産研究機		
		関、大学、公益法人)		
2	海区委員の職	海区委員は漁業に関する識見を有し、所掌	委員経験者: 20点	20 点
	務の知識(神奈	する職務を適切に行うことができる者と		
	川海区委員の	されており、経験者はその知識を有し職務		
	経験)	を適切に行うことが期待される。		
3	漁業関係分野	学識経験委員は、漁業関係の専門分野の見	・職歴 10 年以上: 20 点	20 点
	に関する見識	識が必要で、関係する団体の職歴や資格を	・修士以上 : 20 点	
	(職歴、資格)	評価基準とする。	2以上にある場合は高い方	
			の配点とする。	
4	性別	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じな	・女性: 20点	20 点
		いように配慮するため。		
5	海区委員候補	上記の評価基準その他を参考に、漁業法第	• 海区委員候補者選定委員会	20 点
	者選定委員会	138 条に定める要件を満たすかを総合的に	の評価: 20点	
	の評価	評価する。		
			計	100点

※その他:神奈川海区漁業調整委員会の所掌する事項について、利害関係を有しないこと。

※同点の場合は、漁業法第138条に照らして総合的に判断する。

〇中立委員の評価基準(5項目 満点100点)

	評価項目	考え方	配点	満点
1	団体の評価(団	海区委員会は、利害が相反する漁業調整や	・神奈川県弁護士会からの	20 点
	体の推薦)	漁業以外の遊漁に対する規制等を行って	推薦 : 20 点	
		おり、公平・公正な判断が求められる。中	・その他の推薦: 10点	
		立委員は公益的な分野で見識が望まれ、評	複数の団体や機関からの	
		価の基準として団体から推薦を受けた者	推薦があった場合は、最大で	
		に加点する(公益法人、非営利目的の法定	20 点までの配点とする。	
		団体)		
2	海区委員の職	海区委員は漁業に関する識見を有し、所掌	・委員経験者: 20 点	20 点
	務の知識(神奈	する職務を適切に行うことができる者と		
	川海区委員の	されており、経験者はその知識を有し職務		
	経験)	を適切に行うことが期待される。		
3	法的な専門分	海区委員会は、利害が相反する漁業調整、	・弁護士 10 年以上: 20 点	20 点
	野に関する見	漁業以外にも遊漁に対する規制等を行っ	・司法書士 10 年以上: 15 点	
	識(職歴)	ており、公平・公正な判断が求められる。	・その他 10 年以上: 10 点	
		法令全般について専門的な知識が必要で、		
		法曹や行政等の法律に関する職歴を有し		
		ている者に加点する。		
4	性別	委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じな	・女性: 20点	20 点
		いように配慮するため。		
5	海区委員候補	上記の認定基準その他を参考に、同選定委	・海区委員候補者選定委員	20 点
	者選定委員会	員会が漁業法第138条に定める要件を満た	会の評価: 20点	
	の評価	すかを総合的に評価する。		
			計	100 点
1				

※その他:神奈川海区漁業調整委員会の所掌する事項について、利害関係を有しないこと。

※同点の場合は、漁業法第138条に照らして総合的に判断する。